

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

## 合 併 協 議 会

第 1 2 回総務・企画・議会小委員会

日時 : 平成 1 5 年 1 月 1 5 日(水)

午前 1 0 時

場所 : 丹後町役場 2 階第 4 会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

( 1 ) 新市の名称に係る「優秀賞」及び「ユーモア賞」の選定について

( 2 ) 協議第 1 号 8 地方税の取扱いに関する事 ( その 1 )

( 3 ) 協議第 2 号 19 - 10 納税関係の取扱い

( 4 ) 次回の議題について  
協定項目の協議について

( 5 ) 次回の小委員会の日程

日程 平成 15 年 2 月 5 日(水) 午前 10 時 00 分

場所 丹後町役場 2 階第 4 会議室

### 3 その他

**第12回総務・企画・議会小委員会**

**協議第1号**

# **8 地方税の取扱いに関すること（その1）**

**平成15年1月15日提出**

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事		整理番号				専門部会名	税務部会						
分類	1 固定資産税		分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会								
現 況														
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町								
1 納税義務者	毎年1月1日現在の所有者(現に所有する者)	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
2 税率	1.4%	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
3 課税標準	国の基準による	同左	同左	同左	同左	同左	同左							
4 免税点	<table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>償却</td> <td>150万円</td> </tr> </table>	土地	30万円	家屋	20万円	償却	150万円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
土地	30万円													
家屋	20万円													
償却	150万円													
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
1 納税義務者	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
2 税率	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
3 課税標準	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
4 免税点	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
		(理由)	地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事		整理番号			専門部会名	税務部会	
分類	1 固定資産税		分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会		
項 目		現		況				
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
5 固定資産税の納期	第1期 6月20日～同月30日 第2期 7月20日～同月31日 第3期 8月20日～同月31日 第4期 9月20日～同月30日 第5期 10月20日～同月31日 第6期 11月20日～同月30日 第7期 12月15日～同月27日 第8期 翌年1月20日～同月31日 第9期 翌年2月20日～同月末日 第10期 翌年3月20日～同月31日	第1期 6月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月25日 第8期 翌年1月1日～同月31日 第9期 翌年2月1日～同月末日 第10期 翌年3月1日～同月31日	第1期 6月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月27日 第8期 翌年1月1日～同月31日 第9期 翌年2月1日～同月末日 第10期 翌年3月1日～同月31日	第1期 6月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月31日 第8期 翌年1月1日～同月31日 第9期 翌年2月1日～同月末日 第10期 翌年3月1日～同月31日	第1期 5月1日～同月31日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月25日 第4期 翌年2月1日～同月末日	第1期 6月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月31日 第8期 翌年1月1日～同月31日 第9期 翌年2月1日～同月末日 第10期 翌年3月1日～同月31日		
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税等の集合徴収に関する条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>5 固定資産税の納期</p> <p>6町でそれぞれ納期の設定に差異がある。</p>			<p>(案)</p> <p>網野町の例により一元化に調整の上、新市に移行する。</p> <p>(理由)</p> <p>納税者の立場を考え、一時的な負担を軽減するため、毎月に分割した納税方法を採用する。</p> <p>また、各期の納期設定については、基本的に月の初めから末までとするが、第7期(12月)は年末の関係で月末とせず、27日とすることが適切と考える。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること		整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税				分科会名	
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
6 課税免除及び不均一課税						
農工法関係	なし	指定工業等導入地区内において、3,000万円を超える資産を新設・増設した場合は3年度分の固定資産税を免除する。	なし	指定工業等導入地区内において、3,000万円を超える資産を新設・増設した場合は3年度分の固定資産税を免除する。	なし	指定工業等導入地区内において、3,000万円を超える資産を新設・増設した場合は3年度分の固定資産税を免除する。
過疎法関係	なし	なし	なし	2,500万円を超える資産を新設・増設した場合は3年度分の固定資産税を免除する。	なし	2,500万円を超える資産を新設・増設した場合は3年度分の固定資産税を免除する。
国際観光ホテル法関係	なし	なし	国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)の規定に基づき登録されたホテル又は旅館の用に供する建物  町税条例の減免規定に記述	国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)の規定に基づき登録されたホテル又は旅館の用に供する建物  国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税の軽減に関する規定	なし	なし
国鉄再建法関係	なし  ただし、北近畿タンゴ鉄道経営対策補助金として、減免対象額の1,693千円を北近畿タンゴ鉄道へ交付。	なし  ただし、北近畿タンゴ鉄道経営対策補助金として、減免対象額の2,043千円を北近畿タンゴ鉄道へ交付。	日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和55年法律第111号)の規定により譲渡を受けて地方鉄道業を営んでいる者の所有する固定資産  町税条例の減免規定に記述	なし	なし	日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和55年法律第111号)の規定により譲渡を受けて地方鉄道業を営んでいる者の所有する固定資産  町税条例の減免規定にある町長特認を運用
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名			
課 題		調 整 結 果			
<p>6 課税免除及び不均一課税</p> <p>[農工法関係] 税条例の特例を設けている町と設けていない町がある。</p> <p>[過疎法関係] 過疎地域の指定の有無により、税条例の特例を設けている町と設けていない町がある。</p> <p>[国際観光ホテル法関係] 「国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税の軽減に関する規程」を設けている町と設けていない町がある。</p> <p>[国鉄再建法関係] 税条例の中で規定の取扱いに差異がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地方税法】 (公益等に因る課税免除及び不均一課税) 第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。</p> </div>		<p>(案)</p> <p>農村地域工業導入促進法における税条例の特例は、現行のまま新市へ継承する。</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法における税条例の特例は、現行のまま新市へ継承する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)上の合併特例】 過疎法第33条第2項(市町村の合併があった場合の特例) 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。</p> </div> <p>「国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税の軽減に関する規程」は、丹後町の例により一元化に調整の上、新市へ移行する。</p> <p>「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づく固定資産税の軽減に関する規程」を新たに設け、新市へ移行する。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事		整理番号			専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税		分科会名				
項目		現		況			
項目		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
7 減免規定	<p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接占有する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産</p>	<p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産</p>	<p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産</p> <p>(4) 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)の規定に基づき登録されたホテル又は旅館の用に供する建物</p> <p>(5) 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和55年法律第111号)の規定により譲渡を受けて地方鉄道業を営んでいる者の所有する固定資産</p>	<p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産</p> <p>(4) 前各号に定めるものの外、町長が特に必要と認める固定資産</p>	<p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接占有する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産</p>	<p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)</p> <p>(3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産</p> <p>(4) 納税義務者若しくはその者と生計を一にする親族が死亡し、病気がかり、又は負傷したため生活が著しく困難になった者の所有する固定資産</p> <p>(5) その他免除を必要とする理由があると認める固定資産</p>	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名			
課 題			調 整 結 果		
<p>7 減免規定</p> <p>6町の取扱いに差異がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【地方税法】</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第三百六十七条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。</p> </div> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>償却資産にかかる減免規定(内規)</p> <p>久美浜町</p> <p>1 織機・・・・・・・・前年取得分を減免(100%)</p> <p>2 農業用償却資産・・・・・・・・前年取得分を減免(100%)</p> <p style="padding-left: 20px;">果樹棚は5年間減免(100%)</p> </div>			<p>(案)</p> <p>丹後町の例により一元化に統一の上、新市へ移行する。</p> <p>ただし、久美浜町で適用している償却資産に係る減免については一旦廃止し、新市において調整する。</p> <p>(理由)</p> <p>地方税法第367条(固定資産税の減免)に基づき、公私の扶助、公益、災害を基本とし、市町村長の特認条項を付加することが適切と考える。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事		整理番号				専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税		分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会		
現 況								
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
8 固定資産課税台帳の縦覧	通常、3月1日から約20日以上の期間 評価替え年度 4月1日から約20日以上の期間 閉庁日は除き、8時30分～17時までの時間	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>8 固定資産課税台帳の縦覧</p> <p>6町における取扱いは同一であり、課題なし。</p>			<p>(案)                      現行のまま、新市に継承する。</p> <p>(理由)                      地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税			分科会名	固定・土地分科会		
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
9 土地の評価方式 評価区分 ・宅地	中心部市街地：路線価方式 上記以外宅地：道路格差方式	道路格差方式	道路格差方式	道路格差方式	道路格差方式	道路格差方式 山間地域：標準地比準方式	
・宅地並み雑種地	宅地の価格に一律0.8の補正を適用	宅地の価格に一律0.8の補正を適用	宅地の価格に一律0.7の補正を適用	宅地の価格に一律0.7の補正を適用	宅地の価格に一律0.7の補正を適用	宅地の価格に一律0.8の補正を適用	
・田、畑、山林 その他	標準地比準方式	同左	同左	同左	同左	同左	
・KTR	単価を直接入力	単価を直接入力	単価を直接入力	該当なし	該当なし	単価を直接入力	
・農業用施設用地	国基準の造成費の最低単価に、町内の田・畑の平均単価を加算したものを適用	同左	同左	同左	同左	同左	
・国営農地、ほ場 整備の取扱い	換地登記完了後、評価を行う	同左	同左	同左	同左	同左	
・鉱泉地	該当なし	該当なし	価格を直接入力	該当なし	該当なし	該当なし	
宅地鑑定評価等	不動産鑑定士に委託し評価	同左	同左	同左	同左	同左	
	地図データ GIS ただし、路線価方式、道路格差方式(大和不動産)のみ	地図データ GIS	地図データ GIS	地図データ GIS	地図データ GIS	地図データ GIS	
	標準地の地点数 68地点	標準地の地点数 48地点	標準地の地点数 55地点 (平成15年度 59地点)	標準地の地点数 37地点	標準地の地点数 31地点	標準地の地点数 50地点	
根拠条例・要綱・規則等	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
9 土地の評価方式 評価区分	6町の取扱いに差異がある。	(案) 新市において調整する。	(理由) 評価方式の変更は、評価替え時以外は不可能であるため、合併後最初の評価替えとなる平成18年までに、市域の実情を考慮し調整することとする。		
宅地鑑定評価等	6町における取扱いは基本的には同一である。	(案) 現行のまま新市に継承する。			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること			整理番号			専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税			分科会名	固定・家屋分科会			
項 目		峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
10	家屋の評価方式 評価のしくみ	固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準に評価	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠条例・要綱・規則等		地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
10 家屋の評価方式 評価のしくみ  6町における取扱いは同一であり、課題なし。			(案) 現行のまま、新市に継承する。  (理由) 地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	税務部会	
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会	
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
11 新築住宅軽減	専用住宅、併用住宅(居住部分が2分の1以上)について、平成16年3月31日までに新築された住宅については、新築後3年間の新築後3年間の固定資産税のうち、居住部分に対応する税額(居住部分の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡までの部分に対応する税額)の2分の1に相当する税額について減額する。	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
11 新築住宅軽減  6町における取扱いは同一であり、課題なし。			(案) 現行のまま、新市に継承する。  (理由) 地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税			分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
12 固定資産課税資料							
土地台帳	法務局からの異動通知を受け、毎年異動整理を行っている。 (簿冊で土地台帳を整備) 永年保存	法務局からの異動通知を受け、毎年異動整理を行っている。 (簿冊で土地台帳を整備) 永年保存	法務局からの異動通知を受け、毎年異動整理を行っている。 (簿冊で土地台帳を整備) 永年保存	法務局からの異動通知を受け、異動整理を行っている。しかし、未整理が一部あり。 (簿冊で土地台帳を整備) 永年保存	法務局からの異動通知を受け、異動整理を行っている。 (簿冊で土地台帳を整備) 永年保存	法務局からの異動通知を受け、固定資産課税台帳兼土地名寄帳として、異動整理を行っている。 (簿冊の土地台帳なし) 永年保存	
家屋台帳	法務局から異動通知のある家屋(登記のある家屋)について、課税資料として整備している。 (簿冊で家屋台帳を整備) 永年保存	法務局から異動通知のある家屋(登記のある家屋)について、課税資料として整備している。 (簿冊で家屋台帳を整備) 永年保存	法務局から異動通知のある家屋(登記のある家屋)について、課税資料として整備している。 (簿冊で家屋台帳を整備) 永年保存	法務局から異動通知のある家屋(登記のある家屋)について、課税資料として整備している。 (簿冊で家屋台帳を整備) 永年保存	家屋登記簿の内容について写しのようなイメージで整理した台帳は整備していない。 (簿冊で家屋台帳なし)	課税台帳はあるが、法務局から異動通知のある家屋(登記のある家屋)については、課税資料として名寄帳で整備している。 (簿冊で課税台帳なし) 永年保存	
根拠条例・要綱・規則等	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	地方税法	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
12 固定資産課税資料 土地台帳  整理状況に差異がある。          家屋台帳  整理状況に差異がある。			(案) 異動については毎年整理し、各町の所有する台帳は新市へ継承する。          (案) 異動については毎年整理し、各町の所有する台帳は新市へ継承する。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること			整理番号			専門部会名	税務部会	
分類	1 固定資産税			分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会		
現 況									
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町			
13 固定資産評価審査委員会 委員の定数	定数 3人	同左	同左	同左	同左	同左			
委員の任期	3年	同左	同左	同左	同左	同左			
	A 平成15年3月6日まで	平成16年5月19日まで	平成17年12月26日まで	平成16年5月14日まで	平成17年9月30日まで	平成15年12月31日まで			
	B 平成16年6月30日まで	平成17年7月21日まで	平成15年3月31日まで	平成17年5月14日まで	平成15年6月24日まで	平成15年12月31日まで			
	C 平成16年11月16日まで	平成17年7月21日まで	平成16年8月7日まで	平成17年5月14日まで	平成16年9月30日まで	平成16年9月30日まで			
審査の申し出事項	固定資産課税台帳に登録された価格(法第432条)	同左	同左	同左	同左	同左			
審査申し出期間	縦覧期間の初日から、納税通知書受付後30日までの間	同左	同左	同左	同左	同左			
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町固定資産評価審査委員会条例	網野町税条例	丹後町固定資産評価審査委員会条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会								
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会								
課 題			調 整 結 果										
<p>13 固定資産評価審査委員会</p> <p>任期を除いて6町の取扱いには同一であるが、委員定数については検討の必要がある。</p>			<p>(案)</p> <p>委員の定数は6人とする。 新市においてすみやかに選任することとする。</p> <p>(理由)</p> <p>委員の定数については、類似団体を参考とした。</p> <table border="1" data-bbox="1227 608 1431 732"> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>3人</td> </tr> </table>			舞鶴市	6人	綾部市	6人	福知山市	6人	宮津市	3人
舞鶴市	6人												
綾部市	6人												
福知山市	6人												
宮津市	3人												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方税法】 条文抜粋</p> <p>(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)</p> <p>第四百二十三条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。</p> </div>			<p>小委員会確認期日</p> <p>協議会確認期日</p>										

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること		整理番号	専門部会名	税務部会	
分類	1 固定資産税(土地)			分科会名	固定・土地分科会	
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
14 土地の概要						
納税義務者数	5,060人	4,106人	5,657人	5,137人	2,515人	6,580人
評価総筆数	53,641筆	41,695筆	54,203筆	50,941筆	45,455筆	93,371筆
内宅地筆数	15,409筆	9,665筆	18,005筆	9,575筆	7,370筆	13,778筆
非課税筆数	18,292筆	15,929筆	14,500筆	13,646筆	19,941筆	30,431筆
評価総地籍	23,626,204㎡	20,202,608㎡	24,488,008㎡	24,179,312㎡	16,056,199㎡	45,778,126㎡
内宅地地籍	2,372,499㎡	1,878,556㎡	2,563,285㎡	1,024,498㎡	1,066,102㎡	2,203,620㎡
非課税地籍	7,572,387㎡	12,050,298㎡	5,543,202㎡	5,425,332㎡	14,488,206㎡	16,680,181㎡
根拠条例・要綱・規則等						



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること					整理番号	専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税						分科会名	固定・家屋分科会
		現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
15 家屋の概要								
納税義務者数	4,634人	3,546人	5,269人	2,907人	1,936人	5,221人		
免税点未満	516人	430人	489人	537人	198人	617人		
免税点以上	4,118人	3,116人	4,780人	2,370人	1,738人	4,604人		
木造家屋								
棟数	9,789棟	9,904棟	14,483棟	7,618棟	6,076棟	14,779棟		
床面積	951,173㎡	762,560㎡	1,263,235㎡	557,899㎡	493,917㎡	974,716㎡		
決定価格	12,599,912千円	10,203,270千円	16,444,496千円	6,008,567千円	5,732,395千円	12,503,127千円		
単位当たり価格	13,247円	13,380円	13,018円	10,770円	11,606円	12,827円		
非木造								
棟数	1,323棟	1,000棟	1,130棟	619等	357棟	981棟		
床面積	310,069㎡	154,391㎡	234,330㎡	74,861㎡	55,957㎡	123,610㎡		
決定価格	13,278,727千円	4,925,685千円	11,361,663千円	2,497,276千円	2,061,929千円	5,354,271千円		
単位当たり価格	42,825円	31,904円	48,486円	33,359円	36,848円	43,316円		
非課税家屋								
棟数	81棟	247棟	207棟	16棟	16棟	59棟		
床面積	17,766㎡	42,049㎡	64,523㎡	2,713㎡	2,135㎡	13,125㎡		
平成12年中新築住宅								
木造専用住宅								
平均床面積	131㎡	173㎡	139㎡	136㎡	134㎡	130㎡		
平均単価	56,507円	59,674円	61,145円	56,991円	59,411円	59,593円		
非木造1戸建軽量鉄骨造								
平均床面積	136㎡	168㎡	168㎡	169㎡	26㎡	112㎡		
平均単価	65,519円	66,328円	67,248円	65,195円	31,731円	65,438円		
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること					整理番号	専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税(償却資産)						分科会名	固定・償却資産分科会
		現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
16 償却資産の概要								
納税義務者数	1,420人	1,113人	1,569人	1,601人	318人	737人		
内法定免税点未満	857人	929人	1,234人	1,442人	208人	552人		
内法定免税点以上	563人	294人	335人	159人	110人	185人		
市町村長が価格を決定したものの								
決定価格	9,925,853千円	2,225,997千円	3,947,917千円	1,680,925千円	1,567,378千円	2,196,436千円		
課税標準額	9,894,563千円	2,219,927千円	3,833,598千円	1,621,120千円	1,554,219千円	2,150,753千円		
一品管理								
義務者数	669人	1,094人	1,476人	1,687人	248人	914人		
件数	6,962件	9,627件	15,178件	16,766件	3,158件	8,231件		
決定価格	2,481,774千円	598,225千円	2,298,424千円	1,074,530千円	701,422千円	1,890,824千円		
一品管理外								
義務者数	188人	203人	93人	73人	68人	1人		
決定価格	7,444,079千円	3,727,477千円	4,739,471千円	606,395千円	865,956千円	11,108千円		
総務大臣配分								
事業所数	6	5	5	3	3	7		
決定価格	3,550,475千円	1,840,121千円	2,720,314千円	1,785,924千円	1,494,331千円	3,760,484千円		
課税標準額	3,333,188千円	1,748,085千円	2,623,915千円	1,716,867千円	1,299,058千円	3,564,841千円		
知事配分								
事業所数	0	0	0	0	0	0		
決定価格	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
課税標準額	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名	固定・土地分科会	固定・家屋分科会	固定・償却資産分科会
課 題			調 整 結 果		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会	
分類	2 住民税	分科会名	個人・住民税分科会			
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 納税義務者 (個人)	・町内に住所を有する個人 ・町内に事務所、事業所、または 家屋敷を有する個人で、町内に住 所を有しないもの	同左	同左	同左	同左	同左
2 均等割 (個人)	2,000円(標準税率)	同左	同左	同左	同左	同左
3 所得割 (個人)	標準税率に基づく	同左	同左	同左	同左	同左
4 課税標準 (個人)	前年の所得について算定した総 所得金額、退職所得金額及び山林 所得	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会						
分類	2 住民税	分科会名	個人・住民税分科会								
課 題		調 整 結 果									
1 納税義務者	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案) 現行のまま、新市に継承する。	(理由) 地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。								
2 均等割	6町における取扱いは同一であるが、新市における人口規模(5万人以上)では、地方税法の規定により均等割額は新たに定めることが必要となる。	(案) 均等割額は、年額2,500円とする。	(理由) 均等割額は、地方税法第310条の規定により市町村の税率は	<table border="1"> <tr> <td>人口50万以上の市</td> <td>年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万以上50万未満の市</td> <td>年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>以外の市並びに町村</td> <td>年額 2,000円</td> </tr> </table>		人口50万以上の市	年額 3,000円	人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円	以外の市並びに町村	年額 2,000円
人口50万以上の市	年額 3,000円										
人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円										
以外の市並びに町村	年額 2,000円										
3 所得割	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案) 現行のまま、新市に継承する。	(理由) 地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。	と規定されているため、この規定に準拠し定める。							
4 課税標準	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案) 現行のまま、新市に継承する。	(理由) 地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。								
		小委員会確認期日		協議会確認期日							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	税務部会
分類	2 住民税			分科会名	個人・住民税分科会		
項 目		現 況					
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
5 納期 (個人)	第1期 6月20日~同月30日 第2期 7月20日~同月31日 第3期 8月20日~同月31日 第4期 9月20日~同月30日 第5期 10月20日~同月31日 第6期 11月20日~同月30日 第7期 12月15日~同月27日 第8期 翌年1月20日~同月31日 第9期 翌年2月20日~同月末日 第10期 翌年3月20日~同月31日	第1期 6月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 8月1日~同月31日 第4期 9月1日~同月30日 第5期 10月1日~同月31日 第6期 11月1日~同月30日 第7期 12月1日~同月25日 第8期 翌年1月1日~同月31日 第9期 翌年2月1日~同月末日 第10期 翌年3月1日~同月31日	第1期 6月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 8月1日~同月31日 第4期 9月1日~同月30日 第5期 10月1日~同月31日 第6期 11月1日~同月30日 第7期 12月1日~同月27日 第8期 翌年1月1日~同月31日 第9期 翌年2月1日~同月末日 第10期 翌年3月1日~同月31日	第1期 6月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 8月1日~同月31日 第4期 9月1日~同月30日 第5期 10月1日~同月31日 第6期 11月1日~同月30日 第7期 12月1日~同月31日 第8期 翌年1月1日~同月31日 第9期 翌年2月1日~同月末日 第10期 翌年3月1日~同月31日	第1期 5月1日~同月31日 第2期 8月1日~同月31日 第3期 12月1日~同月25日 第4期 翌年2月1日~同月末日	第1期 6月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 8月1日~同月31日 第4期 9月1日~同月30日 第5期 10月1日~同月31日 第6期 11月1日~同月30日 第7期 12月1日~同月31日 第8期 翌年1月1日~同月31日 第9期 翌年2月1日~同月末日 第10期 翌年3月1日~同月31日	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税等の集合徴収に関する条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例	



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	2 住民税	分科会名	個人・住民税分科会		
課 題		調 整 結 果			
<p>5 納期</p> <p>6町でそれぞれ納期の設定に差異がある。</p>		<p>(案)</p> <p>網野町の例により一元化に調整の上、新市に移行する。</p> <p>(理由)</p> <p>納税者の立場を考え、一時的な負担を軽減するため、毎月に分割した納税方法を採用する。</p> <p>また、各期の納期設定については、基本的に月の初めから末までとするが、第7期(12月)は年末の関係で月末とせず、27日とすることが適切と考える。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事		整理番号			専門部会名	税務部会																																																																																																																							
分類	2 住民税		分科会名	法人町民税分科会																																																																																																																										
		現			況																																																																																																																									
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																																																																																								
6 納税義務者 (法人)	(1)町内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割+法人税割) (2)町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該町内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (均等割)	同左	同左	同左	同左	同左																																																																																																																								
7 均等割 (法人)	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">制限税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>3,600千円</td></tr> <tr><td>2号</td><td>2,100千円</td></tr> <tr><td>3号</td><td>492千円</td></tr> <tr><td>4号</td><td>480千円</td></tr> <tr><td>5号</td><td>192千円</td></tr> <tr><td>6号</td><td>180千円</td></tr> <tr><td>7号</td><td>156千円</td></tr> <tr><td>8号</td><td>144千円</td></tr> <tr><td>9号</td><td>60千円</td></tr> </tbody> </table>	制限税率		1号	3,600千円	2号	2,100千円	3号	492千円	4号	480千円	5号	192千円	6号	180千円	7号	156千円	8号	144千円	9号	60千円	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">標準税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>3,000千円</td></tr> <tr><td>2号</td><td>1,750千円</td></tr> <tr><td>3号</td><td>410千円</td></tr> <tr><td>4号</td><td>400千円</td></tr> <tr><td>5号</td><td>160千円</td></tr> <tr><td>6号</td><td>150千円</td></tr> <tr><td>7号</td><td>130千円</td></tr> <tr><td>8号</td><td>120千円</td></tr> <tr><td>9号</td><td>50千円</td></tr> </tbody> </table>	標準税率		1号	3,000千円	2号	1,750千円	3号	410千円	4号	400千円	5号	160千円	6号	150千円	7号	130千円	8号	120千円	9号	50千円	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">標準税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>3,000千円</td></tr> <tr><td>2号</td><td>1,750千円</td></tr> <tr><td>3号</td><td>410千円</td></tr> <tr><td>4号</td><td>400千円</td></tr> <tr><td>5号</td><td>160千円</td></tr> <tr><td>6号</td><td>150千円</td></tr> <tr><td>7号</td><td>130千円</td></tr> <tr><td>8号</td><td>120千円</td></tr> <tr><td>9号</td><td>50千円</td></tr> </tbody> </table>	標準税率		1号	3,000千円	2号	1,750千円	3号	410千円	4号	400千円	5号	160千円	6号	150千円	7号	130千円	8号	120千円	9号	50千円	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">標準税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>3,000千円</td></tr> <tr><td>2号</td><td>1,750千円</td></tr> <tr><td>3号</td><td>410千円</td></tr> <tr><td>4号</td><td>400千円</td></tr> <tr><td>5号</td><td>160千円</td></tr> <tr><td>6号</td><td>150千円</td></tr> <tr><td>7号</td><td>130千円</td></tr> <tr><td>8号</td><td>120千円</td></tr> <tr><td>9号</td><td>50千円</td></tr> </tbody> </table>	標準税率		1号	3,000千円	2号	1,750千円	3号	410千円	4号	400千円	5号	160千円	6号	150千円	7号	130千円	8号	120千円	9号	50千円	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">標準税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>3,000千円</td></tr> <tr><td>2号</td><td>1,750千円</td></tr> <tr><td>3号</td><td>410千円</td></tr> <tr><td>4号</td><td>400千円</td></tr> <tr><td>5号</td><td>160千円</td></tr> <tr><td>6号</td><td>150千円</td></tr> <tr><td>7号</td><td>130千円</td></tr> <tr><td>8号</td><td>120千円</td></tr> <tr><td>9号</td><td>50千円</td></tr> </tbody> </table>	標準税率		1号	3,000千円	2号	1,750千円	3号	410千円	4号	400千円	5号	160千円	6号	150千円	7号	130千円	8号	120千円	9号	50千円	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">制限税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>3,600千円</td></tr> <tr><td>2号</td><td>2,100千円</td></tr> <tr><td>3号</td><td>492千円</td></tr> <tr><td>4号</td><td>480千円</td></tr> <tr><td>5号</td><td>192千円</td></tr> <tr><td>6号</td><td>180千円</td></tr> <tr><td>7号</td><td>156千円</td></tr> <tr><td>8号</td><td>144千円</td></tr> <tr><td>9号</td><td>60千円</td></tr> </tbody> </table>	制限税率		1号	3,600千円	2号	2,100千円	3号	492千円	4号	480千円	5号	192千円	6号	180千円	7号	156千円	8号	144千円	9号	60千円
制限税率																																																																																																																														
1号	3,600千円																																																																																																																													
2号	2,100千円																																																																																																																													
3号	492千円																																																																																																																													
4号	480千円																																																																																																																													
5号	192千円																																																																																																																													
6号	180千円																																																																																																																													
7号	156千円																																																																																																																													
8号	144千円																																																																																																																													
9号	60千円																																																																																																																													
標準税率																																																																																																																														
1号	3,000千円																																																																																																																													
2号	1,750千円																																																																																																																													
3号	410千円																																																																																																																													
4号	400千円																																																																																																																													
5号	160千円																																																																																																																													
6号	150千円																																																																																																																													
7号	130千円																																																																																																																													
8号	120千円																																																																																																																													
9号	50千円																																																																																																																													
標準税率																																																																																																																														
1号	3,000千円																																																																																																																													
2号	1,750千円																																																																																																																													
3号	410千円																																																																																																																													
4号	400千円																																																																																																																													
5号	160千円																																																																																																																													
6号	150千円																																																																																																																													
7号	130千円																																																																																																																													
8号	120千円																																																																																																																													
9号	50千円																																																																																																																													
標準税率																																																																																																																														
1号	3,000千円																																																																																																																													
2号	1,750千円																																																																																																																													
3号	410千円																																																																																																																													
4号	400千円																																																																																																																													
5号	160千円																																																																																																																													
6号	150千円																																																																																																																													
7号	130千円																																																																																																																													
8号	120千円																																																																																																																													
9号	50千円																																																																																																																													
標準税率																																																																																																																														
1号	3,000千円																																																																																																																													
2号	1,750千円																																																																																																																													
3号	410千円																																																																																																																													
4号	400千円																																																																																																																													
5号	160千円																																																																																																																													
6号	150千円																																																																																																																													
7号	130千円																																																																																																																													
8号	120千円																																																																																																																													
9号	50千円																																																																																																																													
制限税率																																																																																																																														
1号	3,600千円																																																																																																																													
2号	2,100千円																																																																																																																													
3号	492千円																																																																																																																													
4号	480千円																																																																																																																													
5号	192千円																																																																																																																													
6号	180千円																																																																																																																													
7号	156千円																																																																																																																													
8号	144千円																																																																																																																													
9号	60千円																																																																																																																													
8 法人税割																																																																																																																														
・課税標準	法人税額	同左	同左	同左	同左	同左																																																																																																																								
・税率	制限税率(13.5%)	標準税率(12.3%)	標準税率(12.3%)	標準税率(12.3%)	標準税率(12.3%)	制限税率(14.7%)																																																																																																																								
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例																																																																																																																								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会								
分類	2 住民税	分科会名	法人町民税分科会										
課 題		調 整 結 果											
6 納税義務者(法人)	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案) 現行のまま、新市に継承する。											
7 均等割(法人)	2町が制限税率、4町が標準税率を採用しており、税率に差異がある。	(案) 峰山町及び久美浜町の例による制限税率に一元化のうえ、新市に移行する。  (理由) 類似団体の取扱いを参考とした。	<table border="1"> <tr><td>舞鶴市</td><td>制限税率</td></tr> <tr><td>綾部市</td><td>制限税率</td></tr> <tr><td>福知山市</td><td>制限税率</td></tr> <tr><td>宮津市</td><td>制限税率</td></tr> </table>			舞鶴市	制限税率	綾部市	制限税率	福知山市	制限税率	宮津市	制限税率
舞鶴市	制限税率												
綾部市	制限税率												
福知山市	制限税率												
宮津市	制限税率												
8 法人税割	2町が制限税率、4町が標準税率を採用しており、税率に差異がある。	(案) 峰山町の例による制限税率(13.5%)に一元化のうえ、新市に移行する。  (理由) 類似団体の取扱いを参考とした。ただし、限度値ではなく、中間値とする。	<table border="1"> <tr><td>舞鶴市</td><td>制限税率(14.7%)</td></tr> <tr><td>綾部市</td><td>制限税率(14.7%)</td></tr> <tr><td>福知山市</td><td>制限税率(14.7%)</td></tr> <tr><td>宮津市</td><td>制限税率(14.7%)</td></tr> </table>			舞鶴市	制限税率(14.7%)	綾部市	制限税率(14.7%)	福知山市	制限税率(14.7%)	宮津市	制限税率(14.7%)
舞鶴市	制限税率(14.7%)												
綾部市	制限税率(14.7%)												
福知山市	制限税率(14.7%)												
宮津市	制限税率(14.7%)												
		小委員会確認期日		協議会確認期日									

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	税務部会
分類	2 住民税					分科会名	法人町民税分科会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
9 納期 (法人)	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内	同左	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	税務部会
分類	2 住民税		分科会名	法人町民税分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>9 納期(法人)</p> <p>6町における取扱いは同一であり、課題なし。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会	
分類	2 住民税	分科会名				
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
10 減免規定	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。</p> <p>(1)生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2)当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3)学生及び生徒</p> <p>(4)民法第34条の公益法人</p> <p>(5)天災その他特別の事情がある者</p> <p>(6)地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体</p>	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。</p> <p>(1)生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2)当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3)学生及び生徒</p> <p>(4)民法第34条の公益法人</p> <p>(5)地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体</p>	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。</p> <p>(1)生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2)当該年において貧困のため生活が著しく困難となった者</p> <p>(3)天災その他特別の事情がある者</p>	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。</p> <p>(1)生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2)当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3)学生及び生徒</p> <p>(4)民法第34条の公益法人</p> <p>(5)天災その他特別の事情がある者</p>	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。</p> <p>(1)生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2)当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3)学生及び生徒</p> <p>(4)民法第34条の公益法人</p> <p>(5)地方自治法第260条の2第1項の許可を受けた地縁による団体</p>	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。</p> <p>(1)生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2)当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3)学生及び生徒</p> <p>(4)身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(5)寡婦</p> <p>(6)災害により、所得に係る住宅又は家財に甚大な損害を受けた者</p> <p>(7)納税義務者若しくはその者と生計を一にする親族が死亡し、病気がかり、又は負傷したため生活が著しく困難となった者</p>
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	2 住民税	分科会名			
課 題		調 整 結 果			
<p>10 減免規定</p> <p>6町の取扱いに差異がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地方税法】</p> <p>(市町村民税の減免)</p> <p>第三百二十三条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【法人税法】</p> <p>(納税義務者)</p> <p>第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合又は第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地方自治法】</p> <p>第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地縁的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>16 第一項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。)」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。)」とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> </div>		<p>(案)</p> <p>丹後町の例により一元化に統一の上、新市へ移行する。</p> <p>(理由)</p> <p>地方税法第323条(市町村民税の減免)に基づき減免の範囲を規定することが適切と考える。</p>			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事		整理番号				専門部会名	税務部会
分類	2 住民税		分科会名	個人・住民税分科会				
項 目		現		況				
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
11	申告相談 申告相談の方法 地区へ出張	無	無	有	有	無	有	
根拠条例・要綱・規則等								



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	2 住民税	分科会名	個人・住民税分科会		
課 題			調 整 結 果		
11 申告相談 申告相談の方法  地区への出張の実施について差異がある。			(案) 申告相談の地区への出張は行うこととする。 方法については、新市において調整する。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること					整理番号		専門部会名	税務部会
分類	2 住民税					分科会名	個人・住民税分科会		
項目		現			況				
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
12 申告相談									
箇所数				5箇所	5箇所				7箇所
延べ日数				5日	10日				7日
申告相談の件数									
住民税申告	約1,100件	約1,000件		800件	1,009件		1,948件		1,813件
確定申告	708件	680件		818件	419件		366件		907件
農業標準	747件	約400件		約400件	538件		445件		
農業関係件数									2,307件
平成13年度課税状況									
均等割納税義務者数	4,390人	3,342人		5,060人	2,256人		1,821人		3,546人
均等割額	8,780千円	6,684千円		10,120千円	4,512千円		3,642千円		7,092千円
所得割納税義務者数	5,116人	3,693人		5,415人	2,238人		2,106人		3,830人
所得割額	408,916千円	222,197千円		341,753千円	136,957千円		147,077千円		256,989千円
根拠条例・要綱・規則等									

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	税務部会
分類	2 住民税		分科会名	個人・住民税分科会
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目		8 地方税の取扱いに関すること										整理番号		専門部会名		税務部会				
分類		2 住民税										分科会名		法人町民税分科会						
項目		現					況													
		峰山町			大宮町			網野町			丹後町			弥栄町			久美浜町			
13 法人数	法人数	内他の5町にも事業所が有る分割法人数		その他の法人	内他の5町にも事業所が有る分割法人数		その他の法人	内他の5町にも事業所が有る分割法人数		その他の法人	内他の5町にも事業所が有る分割法人数		その他の法人	内他の5町にも事業所が有る分割法人数		その他の法人	内他の5町にも事業所が有る分割法人数		その他の法人	
		1号	2号		3号	4号		5号	6号		7号	8号		9号	計		1号	2号		3号
		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	2	1	1	1	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
		24	3	21	12	4	8	11	5	6	5	3	2	9	4	5	13	5	8	0
		2	1	1	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		15	1	14	2	0	2	7	2	5	6	4	2	2	1	1	9	2	7	0
		9	2	7	3	0	3	3	0	3	0	0	0	2	0	2	2	0	2	0
		77	9	67	47	2	45	70	12	58	28	8	20	19	2	17	32	5	27	0
		1	0	1	1	1	0	3	0	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
		162	14	149	92	6	86	180	13	167	41	0	41	40	2	38	64	2	62	0
	計	294	32	262	160	16	144	278	36	242	81	16	65	73	9	64	121	15	106	0
根拠条例・要綱・規則等																				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	税務部会
分類	2 住民税		分科会名	個人・住民税分科会
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会																													
分類	3 軽自動車税	分科会名	軽自税分科会																															
		現 況																																
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																												
1 納税義務者	4月1日現在の軽自動車等の所有者	同左	同左	同左	同左	同左																												
2 税率	<p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <tr><td>原付一種</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>原付二種乙</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>原付二種甲</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>小型特殊(農耕用)</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>小型特殊(その他)</td><td>4,700</td></tr> <tr><td>軽2輪</td><td>2,400</td></tr> <tr><td>軽3輪</td><td>3,100</td></tr> <tr><td>4輪乗用(自家用)</td><td>7,200</td></tr> <tr><td>4輪乗用(営業用)</td><td>5,500</td></tr> <tr><td>4輪貨物(自家用)</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>4輪貨物(営業用)</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>雪上車</td><td>2,400</td></tr> <tr><td>2輪小型</td><td>4,000</td></tr> </table>	原付一種	1,000	原付二種乙	1,200	原付二種甲	1,600	ミニカー	2,500	小型特殊(農耕用)	1,600	小型特殊(その他)	4,700	軽2輪	2,400	軽3輪	3,100	4輪乗用(自家用)	7,200	4輪乗用(営業用)	5,500	4輪貨物(自家用)	4,000	4輪貨物(営業用)	3,000	雪上車	2,400	2輪小型	4,000	同左	同左	同左	同左	同左
原付一種	1,000																																	
原付二種乙	1,200																																	
原付二種甲	1,600																																	
ミニカー	2,500																																	
小型特殊(農耕用)	1,600																																	
小型特殊(その他)	4,700																																	
軽2輪	2,400																																	
軽3輪	3,100																																	
4輪乗用(自家用)	7,200																																	
4輪乗用(営業用)	5,500																																	
4輪貨物(自家用)	4,000																																	
4輪貨物(営業用)	3,000																																	
雪上車	2,400																																	
2輪小型	4,000																																	
3 納期	4月20日~同月30日	4月11日~同月30日	4月11日~同月30日	5月1日~同月30日	4月1日~同月30日	4月11日~同月30日																												
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例																												

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	3 軽自動車税	分科会名	軽自税分科会		
課 題		調 整 結 果			
1 納税義務者	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
2 税率	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
3 納期	納期の設定に差異がある。	(案)	4月1日~同月30日とする。		
		(理由)	地方税法に準拠し、賦課期日である4月1日を納期の開始日とし、同法準拠の4月中を期限とすることが、適正と考えられるため。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会		
分類	3 軽自動車税	分科会名	軽自税分科会				
項 目		現 況					
		峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
4 減免規定							
公益減免	(1)公益のために直接専用するものと認められる軽自動車等	同左	同左	同左	同左	同左	同左
身障者減免	(1)身体に障害を有し、歩行が困難な者又は精神に障害を有し、歩行が困難な者が所有する軽自動車等  (2)その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等	同左	同左	同左	同左	同左	同左
その他減免				(1)農耕用を2台以上所有するものについては1台減免とする			
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例	



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	3 軽自動車税	分科会名			
課 題			調 整 結 果		
<p>4 減免規定</p> <p>6町の取扱いに差異がある。</p>			<p>(案)</p> <p>峰山町の例により一元化に調整の上、新市へ移行する。</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方税法】</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第四百五十四条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。</p> </div>					
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	税務部会	
分類	3 軽自動車税	分科会名	軽自税分科会			
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
5 標識番号	原付一種・・・・・・白色 原付二種乙・・・・・・黄色 原付二種甲・・・・・・ピンク色 ミニカー・・・・・・水色 小型特殊(農耕用)・・・緑色  番号は種別ごとに順番どおり  記号なし	同左	同左	同左	同左	同左
		同左	同左	同左	同左	同左
		記号は種別ごとにそれぞれ「あ」から	記号は以下のとおり 原付一種 あ・か さ行 原付二種乙 た行 原付二種甲 ま行 ミニカー ら行 小型特殊(農耕用) 農 小型特殊(その他) 特	記号は種別ごとにそれぞれ「あ」からだが、非課税については「非」	記号は種別ごとにそれぞれ「あ」から	記号は種別ごとにそれぞれ「あ」から
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	税務部会
分類	3 軽自動車税		分科会名	軽自税分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>5 標識番号</p> <p>記号の設定に差異がある。</p>		<p>(案)</p> <p>網野町の例により一元化に調整のうえ、新市に移行する。</p> <p>なお、新市へ移行時にすべての標識を切り替えることは困難であるので、旧6町で発行された標識は新市移行後もそのまま使用することとし、一元化した標識は、新市施行日から発行するものとする。</p> <p>(理由)</p> <p>標識記号区分を明確化することが、管理上適正と考えられる。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること						整理番号			専門部会名	税務部会	
分類	3 軽自動車税						分科会名			軽自税分科会		
現 況												
項 目	峰 山 町		大 宮 町		網 野 町		丹 後 町		弥 栄 町		久 美 浜 町	
6 軽自動車登録台数 (平成14年度)	登録台数 台	内非課税 台	登録台数 台	内非課税 台	登録台数 台	内非課税 台	登録台数 台	内非課税 台	登録台数 台	内非課税 台	登録台数 台	内非課税 台
原付一種	1,377	7	1,279	4	1,633	3	1,110	18	818	7	1,314	8
原付二種乙	90	24	93	8	150	22	58	13	43	8	95	21
原付二種甲	29	2	23	0	33	2	15	0	16	0	18	1
ミニカー	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
小型特殊(農耕用)	1,000	1	880	0	309	1	492	4	711	8	1,697	3
小型特殊(その他)	44	3	29	2	44	2	24	10	29	2	39	0
軽二輪	115	1	80	0	124	1	42	0	47	0	106	0
軽三輪	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
四輪乗用(自家用)	2,586	15	1,879	8	2,883	2	1,227	2	1,040	8	1,751	6
四輪乗用(営業用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四輪貨物(自家用)	2,348	42	1,556	9	2,239	25	1,196	12	1,100	27	2,403	20
四輪貨物(営業用)	10	0	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0
雪上車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二輪小型	122	0	88	0	115	0	43	0	44	0	101	0
合 計	7,722	95	5,888	31	7,534	58	4,208	59	3,853	60	7,530	59
根拠条例・要綱・規則等												

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	税務部会
分類	3 軽自動車税		分科会名	軽自税分科会
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会	
分類	4 たばこ税	分科会名				
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 納税義務者	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	同左	同左	同左	同左	同左
2 税率	1,000本につき2,434円 平成11年5月1日以降に売り渡 し等が行われた製造たばこにつ いては当分の間、紙巻きたばこ 1,000本につき2,668円、旧 3級品の紙巻きたばこについて は1,000本につき1,266円	同左	同左	同左	同左	同左
3 納期	毎月末日までに、前月の初日から 末日までの課税標準数量、税額を 申請書に記入し翌月末日までに 提出し、税金を納付する。	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	4 たばこ税	分科会名			
課 題		調 整 結 果			
1 納税義務者	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
2 税率	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
3 納期	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
		(理由)	地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること		整理番号		専門部会名	税務部会
分類	6 入湯税				分科会名	
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 納税義務者	該当なし	該当なし	鉱泉浴場の入浴客	同左	同左	同左
2 税率			入湯客1人1日につき150円	入湯客1人1日につき150円	入湯客1人1日につき150円	入湯客1人1日につき120円
3 徴収方法			特別徴収の方法による (特別徴収者) 特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者 特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付する入湯税を徴収する。 毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出し、納入金を納入する。	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等			網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	6 入湯税	分科会名			
課 題		調 整 結 果			
1 納税義務者	4町における取扱いは同一である。	(案) 現行のまま、新市に継承する。			
2 税率	入湯税を設けている4町の中で、税率に差異がある。	(案) 税率は150円に一元化に調整のうえ、新市に移行する。  (理由) 税率については地方税法に準拠し、設定することが適正と考えられる。			
3 徴収方法	4町における取扱いは同一である。  入湯税を設けている町と設けていない町がある。	(案) 現行のまま、新市に継承する。  入湯税については、合併に伴い、市域全体へ適用されることになる。			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること		整理番号		専門部会名	税務部会
分類	6 入湯税				分科会名	
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
4 課税免除	該当なし	該当なし	(1)年齢12才未満の者 (2)共同浴場又は、一般公衆浴場に入湯する者 (3)地域住民の福祉の向上を図るため、地方自治体等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者	(1)年齢12才未満の者 (2)共同浴場又は、一般公衆浴場に入湯する者 (3)地域住民の福祉の向上を図るため、町がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯 (4)学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯	(1)年齢12才未満の者 (2)共同浴場又は、一般公衆浴場に入湯する者	(1)年齢15歳未満 (2)共同、一般公衆浴場 (3)学校教育上の行事 (4)福祉施設内の60歳以上、身体障害者等(シルバーハウス用) (5)利用料金が著しく低く定められているものに入浴する日帰り客
根拠条例・要綱・規則等			網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	6 入湯税	分科会名			
課 題			調 整 結 果		
<p>4 課税免除</p> <p>入湯税を課税している4町で、その取扱いに差異がある。</p>			<p>(案)</p> <p>丹後町の例により一元化に調整の上、新市へ移行する。</p> <p>(理由)</p> <p>公共性を考慮した内容とするため。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	税務部会
分類	7 鉱産税					分科会名	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 納税義務者	該当なし	該当なし	鉱業者	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
2 課税標準			鉱物の価格				
3 税率			1 / 100				
4 徴収方法			申告納付 毎月15日から同月末日までに、 前月1日から同月末日までの期 間内において掘採した鉱物につ いてその課税標準額、税額その他 必要な事項を記載した申告書を 提出し、納付する。				
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	7 鉱産税	分科会名			
課 題			調 整 結 果		
1 納税義務者	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
2 税率	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
3 徴収方法	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
		(理由)	地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱い	整理番号		専門部会名	税務部会	
分類	8 特別土地保有税	分科会名				
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 納税義務者	土地の所有者又は取得者	同左	同左	同左	同左	同左
2 課税客体	土地の保有又は取得に対して課税。但し、取得後10年を経過すれば課税されない。	同左	同左	同左	同左	同左
3 税率	[保有分] (土地の取得価格*1.4/100) - 固定資産税相当額 = 税額 [取得分] (土地の取得価格*3/100) - 不動産取得税額 = 税額	同左	同左	同左	同左	同左
4 免税点	町内において、同一の者につき、保有分についてはその所有者が1月1日に所有する土地の合計面積が、取得分についてはその取得者が1月1日又は7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の区分に応じ、次の面積以上の場合に限り課税される。 都市計画区域を有する市町村 5,000㎡ その他の市町村の区域 10,000㎡	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	8 特別土地保有税	分科会名			
課 題		調 整 結 果			
1 納税義務者	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
2 課税客体	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
3 税率	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
4 免税点	6町における取扱いは同一であり、課題なし。	(案)	現行のまま、新市に継承する。		
		(理由)	地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱い	整理番号		専門部会名	税務部会	
分類	8 特別土地保有税	分科会名				
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
5 納期	特別土地保有税は、申告納付の方法によるもので、その納期限は次のとおり。 [ 保有分 ] 1月1日現在基準面積以上の所有者 その年の5月31日 [ 取得分 ] 1月1日前1年以内に基準面積以上の土地の所有者 その年の2月末日 7月1日前1年以内に基準面積以上の土地の取得者 その年の8月31日	同左	同左	同左	同左	同左
6 減免規定	(1)公益のための直接専用する土地  (2)町の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地  (3)前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	峰山町税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	税務部会
分類	8 特別土地保有税		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
<p>5 納期</p> <p>6町における取扱いは同一であり、課題なし。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p>		
<p>6 減免規定</p> <p>6町における取扱いは同一であり、課題なし。</p>		<p>(案)</p> <p>現行のまま、新市に継承する。</p> <p>(理由)</p> <p>地方税法に準拠し、6町の取扱いは同一であるため。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	8 地方税の取扱い	整理番号	専門部会名	税務部会		
分類	8 特別土地保有税	分科会名				
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
7 特別土地保有税審議会						
委員の定数	定数 5人	定数 5人	定数 5人	定数 5人	定数 3人	定数 5人
委員の任期	3年	3年	2年	2年	3年	3年
A	平成15年6月30日まで	平成15年1月14日まで	平成15年5月31日まで	委嘱なし	委嘱なし	平成17年7月31日
B	同上	同上	同上			同上
C	同上	同上	同上			同上
D	同上	同上	同上			同上
E	同上	同上	任期切れ			同上
	(内、町職員2人)	(内、町職員2人)	(内、町職員2人)			(内、町職員3人)
根拠条例・要綱・規則等	峰山町特別土地保有税審議会条例	大宮町特別土地保有税審議会条例	網野町特別土地保有税審議会条例	丹後町特別土地保有税審議会条例	弥栄町特別土地保有税審議会条例	久美浜町特別土地保有税審議会条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	税務部会								
分類	8 特別土地保有税		分科会名									
課 題		調 整 結 果										
<p>7 特別土地保有税審議会</p> <p>審議会設置の有無及び定数、任期にそれぞれ差異がある。</p>		<p>(案)</p> <p>峰山町の例により一元化に調整の上、新市に移行する。                  定数 5人                  任期 3年</p> <p>委員については、新市において速やかに任命する。</p> <p>(理由)</p> <p>委員の定数については、近隣類似団体を参考とした。</p> <table border="1" data-bbox="1227 726 1429 853"> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>5人</td> </tr> </table>			舞鶴市	5人	綾部市	5人	福知山市	7人	宮津市	5人
舞鶴市	5人											
綾部市	5人											
福知山市	7人											
宮津市	5人											
		小委員会確認期日		協議会確認期日								

**第12回総務・企画・議会小委員会  
協議第2号**

**19-10 納税関係の取扱い**

平成15年1月15日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 10 納税関係の取扱い			整理番号	19 - 10 - 1 - 1		専門部会名	税務部会		
分類	1 徴収・収納事務			分科会名	徴収・収納分科会					
		現			況					
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町				
1 徴収収納方法 集合徴収の有無	有	有	有	有	無	有				
集合徴収の税目	町府民税(普徴) 固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の4税	町府民税(普徴) 固定資産税、国民健康保険税の3税	町府民税(普徴) 固定資産税、都市計画税、国民健康保険税の4税	町府民税(普徴) 固定資産税、国民健康保険税の3税		町府民税(普徴) 固定資産税、国民健康保険税の3税				
集合徴収の期割 ・町内 ・町外	・町内 10期 (国保税のみ随時分11期あり) ・町外 10期	・町内 10期 (国保税のみ随時分11期あり) ・町外 10期	・町内 10期 (国保税のみ随時分11期あり) ・町外 10期	・町内 10期 (国保税のみ随時分11期あり) ・町外 10期		・町内 10期 (国保税のみ随時分11期あり) ・町外 10期				
集合徴収以外の税目別期割数(特徴及び申告納付税を除く)	軽自動車税 ・町内 1期 ・町外 1期	軽自動車税 ・町内 1期 ・町外 1期	軽自動車税 ・町内 1期 ・町外 1期	軽自動車税 ・町内 1期 ・町外 1期	町府民税 ・町内 4期 ・町外 4期 固定資産税 ・町内 4期 ・町外 4期 国民健康保険税 ・町内 10期 ・町外 10期 軽自動車税 ・町内 1期 ・町外 1期	軽自動車税 ・町内 1期 ・町外 1期				
根拠条例・要綱・規則等										

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 10 納税関係の取扱い	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 徴収・収納事務	分科会名		徴収・収納分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>1 徴収収納方法</p> <p>集合徴収の有無 集合徴収実施の有無に差異がある。</p> <p>集合徴収の税目 集合対象税目に差異がある。</p> <p>集合徴収の期割 集合の場合の期別は、10期であり、町内町外とも取り扱い同一。</p> <p>集合徴収以外の税目別期割数(特徴及び申告納付税を除く) 集合徴収を行っていない11町のみ、期別は4期と10期を採用している。 軽自動車税については、6町とも1期であり、差異は無い。</p>			<p>(案)</p> <p>集合徴収を行うよう一元化に調整の上、新市に移行する。 期別については、10期とする。 なお、軽自動車税のみ集合徴収を行わず、1期の徴収とする。</p> <p>(理由)</p> <p>納税者の立場を考え、一時的な負担を軽減するため、毎月に分割した納税方法を採用する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 10 納税関係の取扱い			整理番号	19 - 10 - 1 - 2	専門部会名	税務部会
分類	1 徴収・収納事務			分科会名	徴収・収納分科会		
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 督促 督促手数料	督促状1通 100円	督促状1通 100円	無(条例に規定なし)	督促状1通 100円	督促状1通 100円	督促状1通 50円	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 10 納税関係の取扱い	整理番号	専門部会名	税務部会								
分類	1 徴収・収納事務		分科会名	徴収・収納分科会								
課 題		調 整 結 果										
2 督促・未納対策 督促手数料の金額に差異がある。		(案) 一元化に調整の上、新市に移行する。督促状1通につき100円とする。  (理由) 類似団体の例を参考とした。 <table border="1" data-bbox="1279 547 1532 671"> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>100円</td> </tr> </table>			舞鶴市	100円	綾部市	100円	福知山市	100円	宮津市	100円
舞鶴市	100円											
綾部市	100円											
福知山市	100円											
宮津市	100円											
		小委員会確認期日		協議会確認期日								



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19 - 10 納税関係の取扱い			整理番号	19 - 10 - 1 - 3	専門部会名	税務部会
分類	1 徴収・収納事務			分科会名	徴収・収納分科会		
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
3 納期前納報奨金 対象税目	町府民税 固定資産 都市計画税	町府民税 固定資産税	町府民税 固定資産税 都市計画税	町府民税 固定資産税	町府民税 固定資産税	町府民税 固定資産税	町府民税 固定資産税
報奨金交付率	2期分以降の税額×納期前月数 ×100分の0.3	2期分以降の税額×納期前月数 ×100分の0.6	2期分以降の税額×納期前月数 ×100分の0.4	2期分以降の税額×納期前月数 ×100分の0.6	2期分以降の税額×納期前月数 ×100分の0.05	2期分以降の税額×納期前月数 ×100分の0.5	
限度額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
報奨金交付実績 (H14)	2,831,680円	5,532,970円	6,840,463円	1,085,520円	73,775円	3,018,812円	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19 - 10 納税関係の取扱い	整理番号	専門部会名	税務部会								
分類	1 徴収・収納事務		分科会名	徴収・収納分科会								
課 題		調 整 結 果										
<p>3 納期前納報奨金 対象税目 税の有無による差異はあるが、特に課題なし。</p> <p>報奨金交付率 交付率の取扱いに差異がある。</p> <p>限度額 6町とも取扱いは同一であり、課題なし。</p>		<p>(案) 一元化に統一の上、新市へ移行する。交付率は、100分の0.25とする。</p> <p>類似団体(近隣市の現状)</p> <table border="1"> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td>100分の0.25</td> </tr> <tr> <td>宮津市</td> <td>100分の0.25</td> </tr> </table>			舞鶴市	100分の0.5	綾部市	100分の0.5	福知山市	100分の0.25	宮津市	100分の0.25
舞鶴市	100分の0.5											
綾部市	100分の0.5											
福知山市	100分の0.25											
宮津市	100分の0.25											
		小委員会確認期日		協議会確認期日								

# 新市の名称について

全委員によるユーモア賞候補の投票結果一覧(得票順)

修正

(参考)

番号	得票順位	名称(表記)	得票数	ふりがな	一般得票数
1	1	丹後王国市	5	たんごおおこくし	37
2	2	七姫市	3	ななひめし	41
3	2	いらっしやいま市	3	いらっしやいまし	1
4	4	丹後大国市	2	たんごおおこくし	7
5	4	まほろば市	2	まほろばし	3
6	4	なかよ市	2	なかよし	2
7	4	丹後大峰網美浜栄市	2	たんごおおみねあみはまさかえし	1
8	4	浜六市	2	はまろくし	1
9	4	シルクワールド市	2	しるくわーるどし	1
10	4	バンザイ丹後王国市	2	ばんざいたんごおおこくし	1
11	5	小町市	1	こまちし	18
12	5	久美浜市	1	くみはまし	5
13	5	竹中熊市	1	たけなかくまし	4
14	5	六美市	1	むつびし	4
15	5	丹後6町市	1	たんごろくちょうし	6
16	5	絹市	1	しるくし	2
17	5	北近畿タンゴ市	1	きたきんきたんごし	2
18	5	きらめき丹後市	1	きらめきたんごし	1
19	5	丹後六和市	1	たんごむつわし	1
20	5	嬉市	1	うれし	1
21	15	皆楽市	1	みなたのし	1
22	15	笑顔市	1	えがおし	1
23	15	遊都秘愛市	1	ゆうとぴあし	1
24	15	カニカニ丹後市	1	かにかにたんごし	1
25	15	ええとこや市	1	ええとこやし	1
26	15	丹後夢織市	1	たんごゆめおりし	1
27	15	京都海岸市	1	きょうとかいがんし	1
28	15	夢海市	1	ゆめみし	1
29	15	団子市	1	だんごし	1

(注)応募は、「丹後六町市」

## 新市の名称の決定に係る 「優秀賞」、「ユーモア賞」受賞者の決定方法について

「優秀賞」 10名  
「ユーモア賞」5名 は、

総務・企画・議会小委員会で、公開抽選により決定し、発表する。  
なお、当小委員会の決定をもって協議会の決定とする。

それぞれの当選者については、決定後に、正式に文書にて通知する。